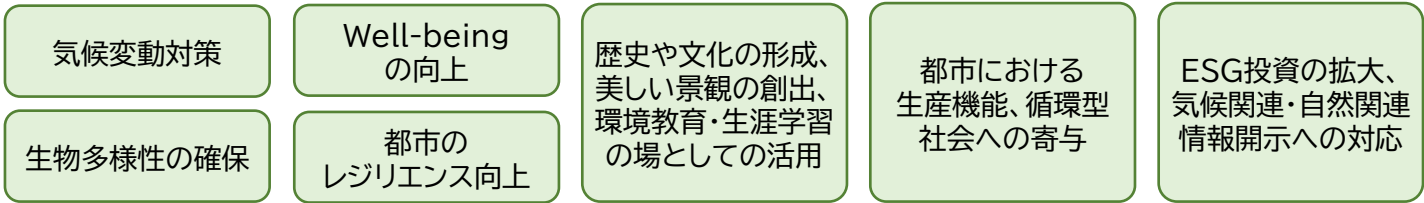


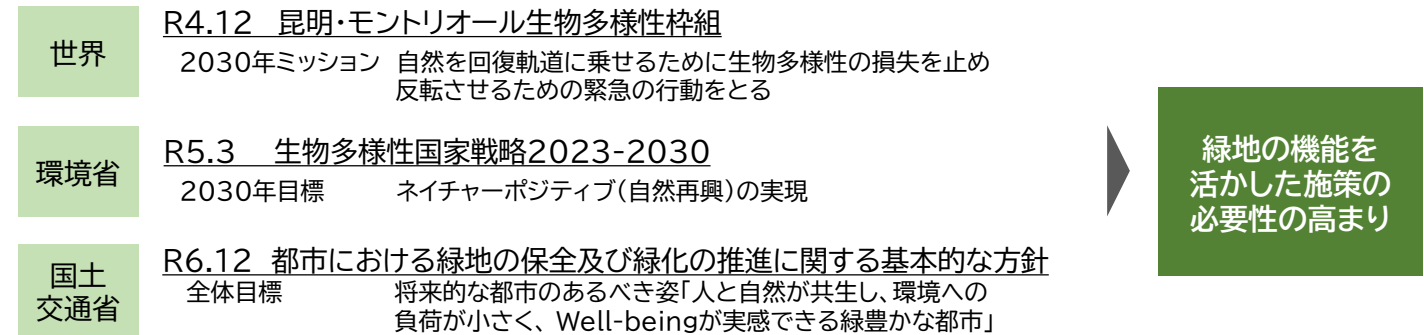
1 見直しの背景

○ 緑地の保全及び緑化の推進の意義

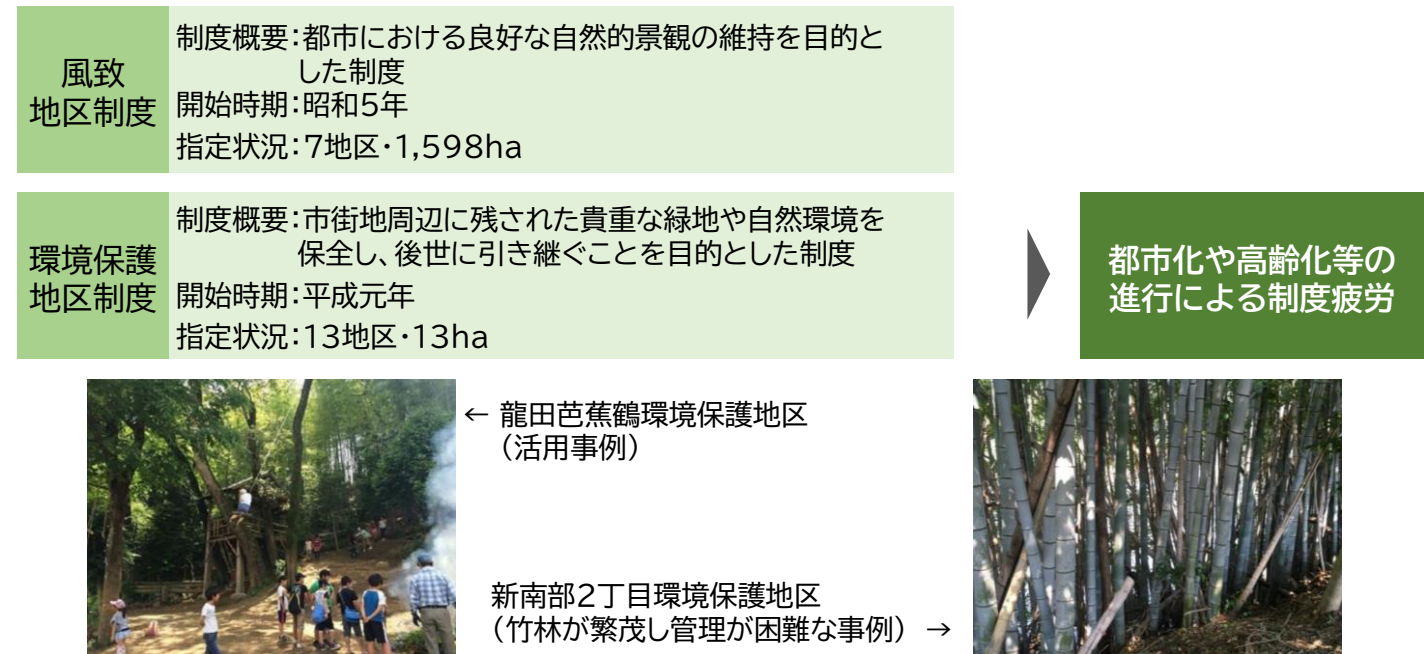


※出典：都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（国土交通省）

○ 緑地に係る近年の国内外の動き



○ 熊本市の緑地保全に係る代表的な制度



2 熊本市の緑地の現状と課題

○ 熊本市の都市の骨格を構成する緑地

- ①金峰山、立田山、雁回山等の山々の緑地
- ②江津湖、白川・緑川等の水辺周辺の緑地
- ③北部地域の台地などの斜面部の緑地
- ④市街地に点在する緑地（街路樹・都市公園・社寺林等）

○ 現状

緑被率※の推移
H24 32.1%
H30 32.8%(+0.7%)
R6 35.3%(+2.5%)

問題点
・竹林化、草地化の進行
・市街化区域及びその周辺の樹林地の消失、孤立 等

○ 課題（取組の方向性）

持続可能な「森の都」の実現

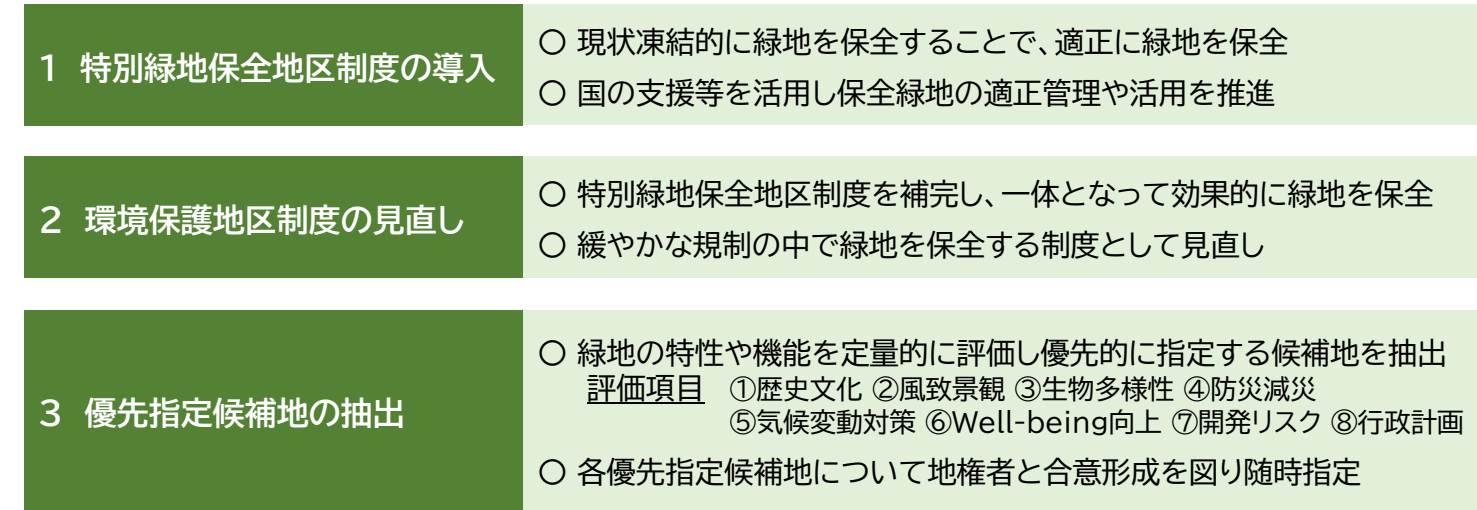
既存の法制度による緑地の保全

+

新たな制度による緑地の保全の推進

※ 緑被率：緑の総量を把握する指標で、対象区域（市域）の面積に占める「緑被地（一定の緑に覆われている土地）」の面積の割合
自然林、人工林、竹林、果樹園、草地、水田、畑、裸地、水域の9種類に分類。ここでは、以下の式で算出した緑被率を明記
緑被率＝（自然林＋人工林＋竹林＋果樹園＋草地）÷対象区域（市域）

3 見直しにあたっての基本的考え方



4 今後のスケジュール（案）

- 現地調査や地権者ヒアリング等を実施し、課題の抽出、支援策の検討等を実施
- 支援策等の内容を盛り込んだ最終答申の後、条例改正や指定手続き等を実施

	2025年								2026年		
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
環境審議会	中間答申			最終答申							
自然環境部会	審議										
市手続き	現地調査 地権者ヒアリング					条例改正（パブコメ等含）					
						指定に向けた手続き					

参考

○ 現在の緑地保全制度の比較表

制度名	根拠法令	指定状況	指定要件	解除規定	行為制限	管理者	買入	支援
特別緑地保全地区	都市緑地法	指定なし	歴史文化、風致景観、生物多様性、防災減災の観点から保全すべき都市計画区域内の緑地	都市計画変更が必要	・建築行為等に対し事前に市長の許可が必要 ・法運用指針にて許可条件を限定列举	・原則土地所有者 ・管理協定締結時は市又はみどり法人にて管理	行為不許可で要請があった場合、市又はみどり法人で買入	固定資産税、相続税等の税制優遇措置あり
環境保護地区	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例	13地区、13ha	歴史文化、水辺景観、美観風致、生物多様性の観点から保全すべき地域	相続や売買から5年以上経過等で解除可能	・建築行為等に対し事前に届出が必要	・土地所有者	環境審議会で審議し必要に応じ買入	・指定交付金 ・協定協力金
風致地区	都市計画法	7地区、1,598ha	良好な自然的景観を形成しており、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な都市計画区域内の区域	都市計画変更が必要	・建築行為等に対し事前に市長の許可が必要 ・建ぺい率、色彩、敷地内緑被等の条件あり	・土地所有者	なし	なし